

平成 26 年 10 月 14 日

(国税庁 提出文書)

全国美術商連合会

会長 浅木正勝

美術品の減価償却通達の改正について

この度の美術品に係る法人税減価償却通達の改正に関しまして、私ども美術商の立場から、現行通達制定当時から今日に至る美術品の価値評価の変遷、通達改正の意義、知的財産として美術等について、以下に私見を述べさせていただきます。

1. 美術品（書画骨とう）の減価償却通達 7-1-1 制定当時（昭和

55 年）から現在に至る 34 年間の認識の変化

昭和 55 年当時「価値評価未定時代」は、第一次絵画ブームが終わり、一般家庭や法人にもようやく美術品らしきものが装飾として普及し始めた頃であり、美術品販売も美術年鑑を基準に行われており、美術品市場もまだ幼稚でしたし、鑑定評価も不安定で、価格も判りづらい状況でした。

- 1) 絵画美術品は作家が亡くなると価値が上がる、価格は有って無きが如しという信仰・伝説が、バブル時代を経て徐々に崩壊しました。バブル崩壊後、金融機関をはじめとする膨大な不良債権を処理せ

ざるを得なくなり、その公正を保つために、美術品の価格をオープンにする必要から、オークション時代が幕開けしました。オークション会社の設立、オークション規約の整備等に伴い、それらの必要条件としての鑑定保証制度が急速に整い、美術品市場が質的量的に整備されました。資料統計的にも、価格や品質の公表が進み、前記の信仰・伝説が崩れ始め、絵画美術品の価値は長い年月の内にむしろ下落することが明らかになってきました。

先に提出致しました、時代の経過による価格変動の現実的な資料を検証すれば、時代に淘汰される作家が如何に膨大であるか、ご理解頂けるものと考えます。

- 2) 書画骨董という用語や書画屋・骨董屋という表記も、この頃には全く使われなくなり、近代美術、現代美術、西洋美術、東洋美術等の分野名称や、画廊、古美術商等の美術商の呼称が定着してきました。
- 3) 減損会計の適用が平成 17 年度から義務付けられ、美術品の減損を認識する必要から、税務会計上の簿価（取得価額）との差異が顕在化してきました。これにより美術品の鑑定評価の必要性が増す一方、美術品の価値や価格の下落が一層広く認識されることとなりました。
- 4) 近年、美術品を国家の知的財産と位置付ける、韓国、中国、香港、台湾、シンガポール等アジア新興国の市場が勃興する中で、税制

をはじめ、市場を国家的に支援する政策・制度の違いが浮き彫りになる一方、我が国の作家の衰退と今後を担う人材の欠乏に対し、各方面から危機感がつのっております。作家はいわば知財素材・知財資源であり、彼らを国家的に育成支援する姿勢が強く求められています。

2. 今後の課題等

以上を踏まえ、これからの国家知財資源として、他国にも販売し得る作家を育成するためには、税制が極めて重要な基盤であると認識すべきであり、その整備が不足すれば、将来の知財となる作家は日本に育たないし、その作品も正しく認知されず、ひいては価値形成もなされず、財も殖えないものと考えます。

知財の本質は、無から有の知的作業であり、知財ベンチャーに対する基盤の整備強化は、絶対必要なものと考えます。今回の通達改正が、それらに向かっての偉大な一步になることを信じてやみません。私ども全国美術商連合会（全美連）と致しましても、美術を国家的な財貨・資源として認識し、鑑定評価機関の拡充、美術品市場の更なる整備を進めなければならないと考えております。

この度の通達改正が、現実的な文化芸術振興と相まって、美術品の価値の創生や美術品市場の活性化を促し、将来的な税収増のきっかけになるものと確信致しております。

以上